

乳がん検診（超音波）実施要領（個別検診方式）

（目的）

第1 この要領は、乳がんの早期発見、早期治療を促進し、女性の健康の保持と増進を図るため、千葉市（以下「甲」という。）が、一般社団法人千葉市医師会（以下「乙」という。）との契約に基づき実施する乳がん（超音波）検診業務について必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2 この検診を受けることのできる者は、市内に居住地を有する30歳代の女性とする。

2 検診回数は、同一人につき2年に1回とする。

（実施期間）

第3 この検診の実施期間は、当該年度の4月1日から2月末日までとする。

（検診取扱い医療機関）

第4 この検診は、乙の会員である医師（以下「丙」という。）が行うものとする。

2 この検診に従事する丙は、別に定める「千葉市乳がん（超音波）検診参加要件」を満たす医師とする。

（受診券及び検診票の配布）

第5 甲は、この検診の受診希望者を「ちば市政だより」等で募集し、希望者には「がん検診等受診券シール」（以下「受診券」という。）を送付する。

2 甲は、丙に対し、「乳がん検診票（超音波）」（以下「検診票」という。）と「千葉市乳がん精密検査依頼書」（以下「精密検査依頼書」という。）を送付する。

（検診方法）

第6 受診者は、受診券を甲から受け取り、丙の定める日時に持参し検査を受けるものとする。

2 検査項目は、次のとおりとする。

（1）問診（現症、月経及び妊娠等に関する事項、既往歴、家族歴、検診歴等）

（2）理学的検査（必要時）

（3）超音波検査

ア 両側乳房について、超音波診断装置で乳房全体をモニター診断する。

イ 異常所見がない場合は、左右の最適と思われる画像を1枚以上記録する。

ウ 異常所見がある場合は、最低限、異常部位の最大断面とそれに直行する断面の2方向の画像を記録し、さらに異常の評価に必要と思われる画像を追加記録する。ただし、のう胞については1方向の画像の記録でよいものとする。

エ 超音波の所見は、乳房の左右ごとに記載する。

3 受診者への結果通知は、丙が行うものとする。

（検診結果の管理）

第7 丙は、画像の記録及び検診結果を少なくとも5年間は保存するものとする。

（総合判定）

第8 検診の結果については、問診、理学的検査及び超音波検査の結果を総合的に判断して、「精密検査不要」及び「要精密検査」に区分する。

（要精検者の指導）

第9 丙は、検診の結果、精密検査を必要とする者に対し、「精密検査依頼書」を交付し、乳がん精密検査協力医療機関において、精密検査を受診するよう指導するとともに、治療が必要な者に対しては、

速やかに医療機関で受診するよう指導するものとする。

(検診費用)

第10 丙は、検診費用として受診者から1,200円を徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、検診費用の免除の取扱いについては、別に定める「がん検診等費用免除実施要領」に基づき行うものとする。

(結果報告及び委託料の支払い)

第11 この検診の結果報告及び委託料の支払いについては、契約書に基づき行うものとする。

(精度向上)

第12 検診に従事する丙は、診断技術の向上を図るため、自ら積極的に研修等に参加するよう努めるものとする。丙は、別紙の参加要件を満たすこととし、「乳房超音波診断ガイドライン」に則した検査方法を行うため、乙が開催及び開催通知と参加勧奨を行う、乳がん(超音波)検診に関する研修に参加しなければならない。乙は丙の講習参加状況についての情報を収集し、甲に報告するものとする。

2 乙は、甲から提供された検診結果を活用し、丙の実施する検診の精度管理に努めるものとする。

(広報)

第13 甲は、乙、その他の保健医療関係団体の協力を得て市政だより、町内自治会の回覧板、パンフレット等を活用し、乳がん検診の意義、対象となる者の範囲、内容、実施期日、実施方法、その他必要な事項について、市民に周知するものとする。

(規定外事項)

第14 この要領に定めるもののほか、乳がん(超音波)検診の実施に関し必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(事故発生時の措置)

第15 丙は、事故が発生した場合、速やかに乙(成人保健担当理事)に報告する。乙は、緊密な連携の下、適切な措置を講ずるため、甲に速やかに連絡することとする。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

千葉県乳がん（超音波）検診参加要件

1 検診機関

(1) 検診従事者

千葉県医師会主催の講習会、又は、千葉県医師会が通知し参加を勧奨した研究会、研修、講習会等を受講し乳がん（超音波）検診に習熟した千葉県医師会会員医師とする。

(2) 検診機器

①中心周波数が 9MHz 以上の体表用探触子のある乳房専用超音波診断装置を設置する。ただし、アニュラアレイメカニカルスキャナでは 7.5MHz 以上でよいものとする。

②記録装置は静止画像を記録できるものとする。画質の劣化等を考慮すると、電子媒体 (DVD、CD、MO、HD 等) によるデジタル保存 (DICM、JPEG、BMP、TIFF 等) も併用できることが望ましい。

2 検診内容

(1) 体 位

検査を行う体位は仰臥位を基本とする。被験者の体格に合わせて、乳房が胸壁上で水平になるように、検査を行う乳房（肩甲骨）の下に枕を入れる。また、乳房が広がり、扁平となるように上肢の挙上も併用すると良い。

(2) 検査法

①装置の設定

ゲインおよび STC は乳腺構造をそれぞれ皮膚（3 層構造）、皮下脂肪層、乳腺組織、後脂肪層および大胸筋が明瞭に区別できるように調節する。

②走査方法

超音波ビームが皮膚に垂直に入るように、探触子をいつも垂直に当てる。走査する方向は、横走査、縦走査、放射状走査、回転走査等があるが、必ず二方向で走査し、少しずつオーバーラップするようにして隙間をつくらないようにして見落とし部分のないように検査する。探触子の走査スピードは、見落としがないようにゆっくりと動かす。

③記録方法

異常所見がある場合、異常部位の最大断面とそれに直交する断面の二方向は最低限記録（静止画像の写真およびデジタル保存）する。さらにその病変を評価する際に必要な画像があれば、適宜追加する。ただし、のう胞については一方向の記録でよい。

3 判定基準

「乳房超音波診断ガイドライン」日本乳腺甲状腺超音波診断会議編に準拠して判定する。